

どう進める？

木造住宅耐震改修事業

(新生クラブ)

問

木造住宅耐震診断事業の概要とこれまでの実績、また、今年度から実施する耐震改修事業の概要について問う。

更に、これらの事業に対する今後の方針や市民に対する周知方法について、どう考えているのか。

答

木造耐震診断事業は、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅のうち、2階建て以下、延べ床面積500平方メートル以下の1戸建て住宅に対し、耐震診断に係る費用の3分の2、上限2万円を補助する事業であり、今年度の募集戸数は50戸を予定している。

耐震診断の方法は、愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築設計事務所が、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、対象となる住宅の地盤、基礎、

建物形状、壁の配置、筋交いの有無、老朽度などを調査するものである。

なお、市内の対象戸数は、1万6千戸あると推計されるが、平成17年度から昨年度までの6年間に、146戸の住宅がこの事業を活用して耐震診断を行っており、そのうち139戸は耐震性がな

いと評価されている。また、今年度から実施する木造住宅耐震改修事業については、木造住宅耐震診断事業による耐震診断の結果、耐震性がないと評価された木造住宅の耐震改修に係る費用の3分の2を市が補助するもので、耐震改修工事は上限60万円、設計は上限20万円、工事管理は上限4万円を補助し、今年度の募集戸数は10戸を予定している。



木造住宅耐震診断・耐震改修補助金の案内パンフレット

今後、市民の安全・安心を図るために、社会資本整備総合交付金などを活用し、事業の継続拡大を行っていきたいと考えているが、市報やホームページへの記事掲載、パンフレットの配布などに加え、今年度は対象住宅の多い団地での啓発活動や、イベント会場での広報活動により、市民にお知らせしていきたいと考えている。

受益者負担の在り方に疑問

西条第1(東)防波堤建設事業

建設事業

(日本共産党西条市議員)

問

昨年8月、国土交通省は全国103の重要港湾の中から東予港を含む43の重要港湾を指定した。このことにより、西条第1(東)防波堤は国の直轄での建設実施が期待されていたが、公共埠頭は現在建設していないとの理由で実施は見送られた。

その後、企業合理化促進法に基づく産業関連事業として愛媛県が実施することになったが、その事業概要は事業期間が平成23年度から28年度までの6年間、事業費は概算で30億円となつて

おり、その法定上の負担額は、国が7億5千万円、県が5億円、市が2億5千万円、事業者が15億円となっている。

しかし、この防波堤は事業者に対してだけでなく、市においても台風時などの暴風雨から守る役割を果たすものであるとして、市は事業者が負担する15億円のうち半分の7億5千万円を負担するとしている。

このことについて、一番恩恵を受けるのは大企業である事業者であり、この事業者に対し助成を行う必要はないと考えるが、市はどのように考えているのか。

答

公共の港湾施設整備については港湾管理者である愛媛県が整備するものであるが、愛媛県の場合は県条例の定めるところにより、市町も負担することとなっている。

この事業は、早急に整備を行う必要があるため、事業者の協力を得て、企業合理化促進法に基づく産業関連事業として整備を行うものである。

協力をいただく事業者にとっても円高の厳しい中での決断であり、市にとっても市民の安全



東予港西条地区公共埠頭など

・安心や雇用の増大、公共埠頭の利用増進、泊地の安全確保、地域経済の活性化などが見込まれるため、事業者とともに市も受益者として応分の負担を行うことは妥当であると考えている。